

佛教史學會第六十七回學術大會

研究發表要旨

日時：二〇一六年十二月三日（土）
会場：大谷大学

佛敎史學會第六十七回學術大會開催日程

日時…二〇一六年十二月三日(土)

会場…大谷大学響流館(京都市北区小山上総町) 〇七五(四三三)三二三一(代)

午前の部(一〇〇〇～一二〇〇)

東洋部会(響流館三階マルチメディア演習室)

① インド・チベット中観派における縁起説の展開

―ナーガールジュナからチャンキヤ・ロールペードルジェまで―

② 隋代礼敬問題考

―高僧と護法神

日本部会(響流館三階メディアホール)

① 秀吉と日吉社・延暦寺復興勸進

② 中世南都の神仏習合と伊勢信仰

③ 新旧公益法人制度と近現代の仏教界

午後の部(一三〇〇～一七〇〇)

合同部会(響流館三階メディアホール)

① 「宗政家」としての常盤大定

―東京帝国大学退官後の活動に注目して―

② 新地建立禁令をめぐって

③ 則天武后の佛経識と末法思想

④ 因果応報教理の意義と射程

佛敎大学 古角 武睦

大谷大学 今西 智久

香雪美術館 大島 幸代

京都産業大学 工藤 克洋

金城学院大学 船田 淳一

文化庁 大澤 広嗣

東北大学 渡辺 健哉

日本大学 朴澤 直秀

立正大学 手島 一真

就実大学 曾根 正人

研究発表（午前）〈東洋〉①

インド・チベット中観派における縁起説の展開

— ナーガールジュナからチャンキャ・ロールペードルジェまで —

佛教大学 古 角 武 睦

ツォンカバ・ロプサンタクパ（二三五七～一四一九）を開祖とするチベット仏教ゲルク派では、チャンドラキールティ（六〇〇～六五〇頃）の中観帰謬派をもって最高の仏教学説とする。後世のゲルク派では、その帰謬派は縁起について、①通常の因果関係、②部分に観待して全体が施設されること、③分別に縁る施設の三種類があり、その中、③は毘婆沙師、経量部、唯識派という实在論者はもとより同じ中観派の自立派すら説かない、帰謬派のみの特有の縁起説とみなす。三つの縁起説の中、第一の因果関係については、十二支縁起説を始め初期仏教以来の通仏教的なものである。他方、第二の〈部分に観待して全体が施設されること〉とは、例えば五蘊仮和合のような因果関係には無い同時の相互依存関係にも当てはまるものであり、また第三の〈分別に縁る施設〉とは、「一切法は、分別あるいは名の言説に依存して施設されたのみ、名のみのも」とするもので、唯識派にも類似の表現が見られる。第一の縁起説は、因果関係であるがゆえに有為法にのみあてはまるものであるが、第二、第三の縁起説は有為・無為を問わず一切法に妥当するものである。しかし、開祖であるツォンカバ本人の著述では、その第二・第三の縁起説は一体のものとして扱われており、三つの縁起説が明瞭に説かれた箇所は見当たらず、

ない。本発表では、ゲルク派内で第三の縁起説が明瞭に説かれ始めたのは、チャンキヤ・ロールペードルジェ（一七七一〜一七八六）の『学説綱要書』*lang sky'a grub mtha'* においてではないか、との仮説を提示するとともに、その説が形成されていった次第、すなわち第二・第三の縁起説の分離の萌芽をジヤムヤン・シェーペードルジェ（一六四八〜一七二一）の著述に探りながら、ゲルク派内のみならず、さらにはインド中観派のナーガールジュナ（二五〇〜二五〇頃）、チャンドラキールティにまで、その第三の縁起説の起源を求めて考察していきたい。

研究発表（午前）〈東洋〉②

隋代礼敬問題考

大谷大学 今 西 智 久

隋朝は北周武帝による仏道二教の廢毀政策の収束間際に成立した。そのため初代文帝の時代には宗教の復興が王朝の整備と併行すべき事業に位置づけられた。とくに仏教の保護政策が推進され、仏教が前代を凌駕するほどに盛行した。ところが二代目の煬帝の時期に至り、突如その動きを止める政策が行われ、王朝と仏教教団とが対立する状況を一時露呈した。すなわち礼敬問題である。

この問題は、皇帝が出家者である僧尼に対して致拝を要求することで生じる、王法と仏法の理念的な対立であり、中国中世にあつては東晋以後、唐の後半期に及ぶまで断続的に行われた。従来、中印両文化の摩擦や国家と教団との力量関係の問題など、中国仏教史の重要なテーマを考究するうえでの恰好の材料として注目されてきたものの、隋の礼敬問題については等閑視されてきた。他の時代に起こったそれが国家と仏教者や護法派官僚の間で論争として発展し、それにつれて関連資料も多いのに対し、隋代の場合、論争が行われた形跡がほとんどみられず、些細な事件と思われたのが一因であろう。

しかしながら、隋代の礼敬問題が、表立った議論がないことに加え、王者への致拝が大業令に規定された後に問題化したという事件のプロセスには注意すべきである。礼敬問題の歴史に鑑みれば、議論なく王者への致拝を

制度化しえたことは特異である。国家における僧尼の位置づけが前代とは明らかに異なっていたことを示唆するが、それがいかなる状況であったかを検討することで、隋朝における僧尼致拝の制度化を可能にした条件としての背景が明らかとなると思われる。

そこで本発表では、当時の「沙門観」をてがかりに検討することでこのことを明らかにしたい。前半では、隋文帝期以来の仏教政策を通じて沙門観を検討し、後半では、隋・彦琮の『福田論』を取り上げ、仏教者側の「沙門観」を検討し、併せて『福田論』にみえる不拜君主の主張の論法の特徴を指摘する。

研究発表（午前）〈東洋〉③

高僧と護法神

香雪美術館 大 島 幸 代

護法神とは、仏法そのものとそれが行われる場や人を守護する神々であり、仏教の伝播した地域で古来、信仰されてきた神々を仏教がとり込み、守護神としての役割を担わせた善神である。一般には天部に属する神々とみなされ、現世利益的な願いを託されその方面で効験があるとされてきた。現存作例に徴する限り、中国において護法神の造像が確認されるのは南北朝時代、五世紀に入ってからである。本格的な開始は五世紀後半とみられ、仏教造像中に、金剛力士像、武装した神像、髪を逆立てた鬼神像等、ごく限定された尊種の像が見出せるが、仏菩薩の造像よりかなり遅れて出現する。中国で護法神の造像がはじまる契機とその展開の様相は未だ明らかにならなっており、本発表ではその解明の足がかりとして、護法神と高僧との関係がこの問題とどのように関連するかを、文献上の記録を中心に検討したい。

護法神が、高僧の生涯を説く『高僧伝』『続高僧伝』等の伝記類やその周辺史料において、高僧と関係して登場する場面や状況を分類すると、概ね次のようにまとめられる。①常に僧につき従い、身辺を擁護する護法神の存在を伝える逸話（特に、天竺や西域と中国との間を往還した僧に多く見出せる）、②寺塔の地を定める、あるいは進むべき道を教示するなど、布教の助力をなした逸話、③護法神像の造形活動に関連する逸話、④羅漢像の

図像的素材となったとみなしうる逸話、⑤山神等の在地の神々との接触を語る逸話。

これらの中、とりわけ①と③は、護法神の存在を視覚化する行為に直接的なつながりを持ち、日本には護法神の図像が「何某感得像」という由緒とともに伝えられた。護法神像の造形化の動機について、迦毘羅神の信仰と造像等、具体的な例を挙げながら試論を提示したい。

研究発表（午前）〈日本〉①

秀吉と日吉社・延暦寺復興勸進

京都産業大学 工藤克洋

元龜二年（一五七二）に織田信長によって焼き討ちに遭った延暦寺・日吉社の復興は、本能寺の変で信長が斃れた天正一〇年（一五八二）以降に動きをみせる。

この復興事業には、秀吉の関与（支援）が指摘されているが、それについては、辻善之助氏のつとに著名な指摘がある。

秀吉が信長の志と称して、自ら再建奉加に多くの功を寄せず、一般募縁に依らしめたのは、流石に巧妙な遣口である。叡山の勢力の遽かに復旧増大せんことは、その将来恐るべきものがある。故にその再興も徐々に自力を以てせしめて、静かに之を觀望せんとし、而もその助成に力を假すべきを示して、山徒の意を迎へたのである。

辻善之助『日本仏教史』第七卷「近世篇之二」、岩波書店、一九五二年

辻氏の評価をみると、「勸進」は山門復興における秀吉の消極性を示すものとしてとらえられている。たしかに戦国期以前の政権による造営料所の給付や、徳川幕府の造営費用の拠出がみられない以上、それらと比較すれば辻氏の説明も首肯し得るところである。

しかし、近年の中世後期の勸進研究を参照すれば、当該期における寺社の復興は、造営料所の給付ではなく、むしろ勸進によって進められていたことが明らかになっている。とすれば、この勸進も当該期における一般的な復興手段として採択されたという見方が成り立ちうる。

そもそも、秀吉の関与といっても、山門復興勸進を認めた時の秀吉は旧主の織田信雄と戦争中にあり天下人として関与したわけではなく室町・徳川両幕府と同列に扱えない。

さらに言えば、「自力」を求められた山門僧による勸進活動が、どういったしくみのもと進められていたのかさえ実はわかっていない。

よって本発表では、勸進が復興手段として当時普遍的であったという見方に留意し、山門僧による勸進のしくみを復元しつつ、そのうえで秀吉がどのような関与をみせたのか、彼の政治的地位に注意を払いながら明らかにし、「消極的」であったとされる秀吉の山門復興像を再構築していきたい。

研究発表（午前）〈日本〉②

中世南都の神仏習合と伊勢信仰

金城学院大学 船田 淳 一

近年、中世の神仏習合に関して、文学・思想史をはじめ多くの優れた研究が蓄積されている。殊に院政期は、複雑・多様な展開を見せる中世神道説の基盤をなす本地垂迹思想の形成・流布を考える上で、非常に重要な時期である。本発表では院政期南都の春日社―興福寺を中心とする神仏習合言説の形成について、両寺社の一体化、そして藤原摂関家・院権力との関係を背景に考察する。

まず注目すべきは、「承平年中御託宣」であり、春日神の菩薩号と藤原氏公卿の官位進止をその内容とする。古代の神身離脱的な要素も考慮され、本地垂迹思想以前の十世紀前半成立の言説とみることもできるが、史料上の初出は承安三年（一一七三）の「興福寺大衆牒案」と思われ、いわゆる「放氏」の文脈でこの託宣が引用されている。本文書は放氏の初見史料でもあり、中世のイデオロギー的言説との位置付けが妥当であることを論じる。

次に承安五年の「春日本地仏等注進文」であるが、これは春日本地仏について記した最古の文書である。後白河院が蓮華王院の惣社に二十一社他の有力神社を勧請した際、諸社は院宣の求めに応じて本地仏を注進するのであり、本文書は正にそれに該当することが指摘されているが、特に見逃せないのは、この注進文が引用する「本縁云：」の部分であって、大日如来の垂迹である伊勢の天照が、金剛の利剣をもって朝廷を守護する誓願を発し、

宮中では賢所の神鏡として鎮座することが記される。かかる言説が引かれる背景には『長寛勘文』とも関わる、春日四宮祭神の姫神と伊勢神宮の天照の習合説や、撰閲家の政治的イデオロギーたる「二神約諾神話」が存することを論じ、〈大日―天照―賢所神鏡〉の習合関係と、院政期真言密教の護持僧の言説との連動を指摘しつつ、天照を利用した王権に対する春日社―興福寺の自己主張の在り方を分析する。

この他に本発表では、本地垂迹思想に基づく興福寺―春日社による末寺（末社）支配の論理や、伊勢信仰と春日信仰の結節点にある長谷寺の問題、さらには興福寺の影響下にある南都周縁部の靈山修験における天照の問題にも論及したい。

研究発表（午前）〈日本〉③

新旧公益法人制度と近現代の仏教界

文化庁 大 澤 広 嗣

本発表は、主に旧公益法人制度において、「民法」（明治二十九年法律第八九号）に基づき設立された仏教系の社団法人及び財団法人を考察の対象とする。新旧制度を踏まえ、日本近現代仏教史における公益法人の意義を検討したい。

民法制定から百余年の間、本邦では「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセラル」（民法旧第三四条）、多くの公益法人が設立された。仏教界では、奨学金援助、仏堂・廟所の宝物維持、青年会・婦人会運動、社会教化などを目的とする法人が成立していった。

しかし、宗教活動そのものを主目的とした民法での法人設立は認められず、土地や建物などの財産を管理する法人の設立は認められた。これらは、維持財団や護持財団などと呼ばれ、教派・宗派・教団、寺院などの運営を支えるための経済基盤となった。

「宗教団体法」（昭和一四年法律第七七号）で、寺院が法人であることが規定され、宗派などは、別途の手続きで同法に基づく法人となることができた。戦後の「宗教法人令」（昭和二〇年勅令第七一九号）で、宗教団体の多くは宗教法人となった。現行の「宗教法人法」（昭和二六年法律第一二六号）の制定によって、宗教団体の

法人格に関する法的環境が整い、民法による維持財団などは役割を終えたため、徐々に解散していった。

平成二〇年から施行された新公益法人制度改革は、明治に制定された民法が公益法人設立の根拠法ではなくなり、主務官庁制が廃止され、法人設立と公益性の判断が分離された。これは、公益法人の在り方を変えた大きな刷新であった。

近現代の仏教界を俯瞰すると、要所において仏教系の公益法人が出てくる。仏教界がどのように社会と関わっているのか。公益法人の存在が、過去と現在の仏教界にとって、そして日本近現代仏教史研究における注目点として、重要であることを指摘するものである。

研究発表（午後）〈合同〉①

「宗政家」としての常盤大定

— 東京帝国大学退官後の活動に注目して —

東北大学 渡 辺 健 哉

近年、報告者は宮城県仙台市内の大学や寺院に残された常盤大定（一八七〇～一九四五）に関係する資料を整理しながら、常盤に関する研究を進めている（拙稿「常盤大定と関野貞——『支那仏教史蹟』の出版をめぐって——」平勢隆郎・塩沢裕仁〔編〕『関野貞大陸調査と現在Ⅱ』東京大学東洋文化研究所、二〇一四年、同「常盤大定の中国調査」『東洋文化研究』一八、二〇一六年等）。

常盤大定は、大正から昭和初期にかけて東京帝国大学で活躍した仏教学者で、建築学者の関野貞とともに執筆した『支那文化史蹟』や、『支那に於ける佛教と儒教道教』等の著者として広く知られている。

しかしながら常盤は、若い頃は清沢満之のもとに出入りし、近角常観や安藤正純とも交流を持ち続けた僧侶でもあった。こうした宗教学家としての側面は、近年になって研究が急速に進展しつつある日本近代仏教史研究の文脈に即した形で、改めて位置づけ直す必要がある。

そこで本発表では、常盤の東京帝国大学退官後の活動に着目し、研究者としてではなく、これまであまり知られることのなかった、宗教学家としての活動を紹介してみたい。

常盤は東京大学を定年で退官したのち、東方文化学院（東京）の연구원として後進の指導にあたるかたわら、東亜文化協議会の評議員として日中の学术交流に携わる。その一方で、昭和一四年（一九三九）には東本願寺の東京宗務出張所長兼東京別院輪番に任じられ、関東大震災で消失した浅草本願寺本堂の再建に関わる。

本発表では、こうした事実を摘出していったうえで、戦後になって常盤への言及が少なくなっていく、その理由についても述べてみたい。

研究発表（午後）〈合同〉②

新地建立禁令をめぐる

日本大学 朴 澤 直 秀

本発表では、江戸幕府による新地（新寺）建立、すなわち、寺社ないしは寺院の新規建立に関する、禁止や規制をめぐる問題を取り上げる。

幕藩権力による寺院や僧侶の掌握・編成については、寺院の本末編成を中心とした、幕府により公認された教団の機構を介した掌握への注目が、専らなされてきた。

無論かかる論点は、他の宗教者や諸身分のなかでの総合的な把握という点でも重要である。ただし、近世のいわゆる「宗教統制」を、「宗教」に対する統制を主眼としたとはいえないものも含めて広く捉えていくためには、必ずしも教団組織を介さない、幕藩権力による宗教施設や宗教者の直接的、あるいは地域的な統制などにも、着目する必要がある。そういったもの一つとして、新地建立禁令を挙げることができるのである。

新地建立禁令は、辻善之助氏による基礎的な研究をはじめとして、これまでも取りあげられてきた。ただ検討は概ね、元禄五年（一六九二）の指令やその前後の動向までに留まっており、それより後の展開については、あまり触れられるところがない。

本発表ではまず、元禄期に至る新地建立禁令をめぐる諸動向について、改めて整理する。そして、その後の新

地建立禁令に対する認識や、「引寺」、すなわち他の寺の寺号を移転するなどの名目での新規寺院建立の規制をめぐる諸動向などに目を向けていく。また、都市史・神社史に関する研究で言及がなされてきた、都市における古跡地・古跡並の認定、宗教施設の建築規制、町道場をめぐる問題などと、新地建立禁止との関係などにも視野を広げてみる。

研究発表（午後）〈合同〉③

則天武后の佛経識と末法思想

立正大学 手 島 一 真

載初元年（六九〇）九月、則天武后（武太后）は国号を唐から周に改め、天授と改元し、聖神皇帝となつた。これに先立つ七月、『大雲経疏』（武后登極識疏）が献呈され、武后が弥勒佛の下生であり唐に代わり閻浮提主となるべきことが表上されて、武后は『大雲経』を天下に頒布するよう下命した。また同年十月には両京および諸州にそれぞれ大雲寺を設け、『大雲経』を講じさせた。この『大雲経』には、佛滅「七〇〇年後」において南天竺無明国の王女に転生した浄光天女が閻浮提主となる未来記が示されているが、ここに弥勒の名は出ない。『識疏』はこの「七〇〇年後」を一七〇〇年後と解した上で、所謂〈證明因縁識〉たる『證香火本因経』の記述を紹介して、弥勒下生としての武后即位に結びつけた。

さらに長寿二年（六九三）、菩提流志らの新訳による『宝雨経』が献呈された。ここには佛滅後「第四五百年中法欲滅時」に月光天子（月浄光天子）が女身を現じて自在主となり多歳において正法治下を経る、また阿鞞跋致（不退転位の菩薩）および輪王位を得る、との未来記が経文自体に示される。無論「第四五百年中」には佛滅一七〇〇年後が含まれる。ただし、即位完了後にもかかわらずこの経が取り上げられた意義については、確定的な見解を見ない。

かつて北朝末期には、「正法五百年、像法一千年」とする末法時代観が流行した。しかしその後、隋朝の興佛政策、唐朝の肅正策および道先佛後策の下での一定の保護を以て、末法思想は少しく停滞した感がある。ところで種々の佛典にはこれとは異なる年数の佛法衰滅観も存在していたのであり、七〇〇年を区切りとする時代観も『大雲經』より遡って存在する。本発表では、如上二つの佛経識により、いくつかの末法観を総合化しつつ、「正法」の再来を想起させる論理で、武后の即位のみならず統治の永続を正当化するものとされたことを論じた

研究発表（午後）〈合同〉④

因果応報教理の意義と射程

就実大学 曾 根 正 人

日本最古の仏教説話集『日本霊異記』は、著者景戒の経歴から、「私度僧の文学」などと呼ばれてきた。そこには、国家的仏教には入らない民衆仏教世界の産物という認識がある。仏教史学においても、こうした認識は共有されてきた。それゆえ『日本霊異記』はほとんどの場合、民衆仏教の史料として扱われて来たのである。だが景戒は最終的には官僧となり、僧位まで得ている。また彼のように私度僧からキャリアをスタートさせて官僧となっていく事例は、稀ではなかったと思われる。景戒は普通の官僧の一人だったのである。だとすれば『日本霊異記』は、そうした仏教界における一般的仏教理解を土台として、一般僧侶がそれなりに共有していた、無知な人々の教化という使命感から編纂されたと見るのが自然であろう。国家的仏教から切り離して、もっぱら民衆仏教の史料とするのは適切ではない。仏教界全体、あるいはその周囲に形成された日本仏教全体の思想状況を反映した史料として扱うべきなのである。

こうした視点で『日本霊異記』を見直すとき、その主張である「因果応報」にも、旧来とは異なる位置付が必要となって来る。古代日本仏教全体における中心教理という位置付である。顧みるにインドで仏教が登場したとき、バラモン教を批判して登場した同時期の新宗教のなかで、業報の因果関係（因果応報）を肯定したのは仏

教とジャイナ教だけであった。「因果応報」は仏教誕生当初から教理の核だったのであり、以後もその証明は教団の重要課題たり続けた。そして東伝した中国においても、まず核心教説とされたのは、輪廻とセツトになった「因果応報」であった。アジア仏教史のなかで、常に中心的位置を占めて来た教理なのである。本発表は以上を踏まえて、古代日本仏教とその周辺における「因果応報」教理の意義と射程を再検討する試みである。